

保育施設整備特別推進策（新たな賃借料補助制度）における
補助基準単価（令和元年度）について

保育施設整備特別推進策における賃借料補助制度について、令和元年度に提案を採択する整備計画に適用する補助基準単価（1㎡あたり）を以下のとおり決定しました。

	新築建物の場合	中古建物の場合
繁華地区（※）での整備の場合	6,000 円	5,400 円
繁華地区以外での整備の場合	4,200 円	3,700 円

※国税庁が定める相続税路線価における地区のうち、ビル街地区、高度商業地区、繁華街地区、普通商業・住宅併用地区